

「(附属書 A) PD 研修要件に関する基準」

1. 適用範囲 この基準は、NDIS0603：2015「超音波探傷試験システムの性能実証における技術者の資格及び認証」附属書 A（規定）「軽水型原子力発電所用機器のオーステナイト系ステンレス鋼配管溶接部に対する亀裂高さ測定の PD 資格試験」に従い、PD 研修センターで行う PD 研修の要件に適用する。

2. 引用規格及び文書 本基準は、次に掲げる品質文書に引用されるもので、本規則に記載のない事項については、この品質文書に従う。この品質文書は、その最新版を適用する。

(1) PDC-R301 (附属書 A)PD 資格試験運営規則

3. 定義 この基準で用いられる主な用語の定義は PDC-R100「PD センター品質マニュアル」、PDC-R301「(附属書 A)PD 資格試験運営規則」、NDIS 0603：2015 による。

4. PD 研修の要件

(1) **PD 研修コース** PD 研修センターは、5 項に示す研修内容を含む PD 研修コースを設定する。

(2) **PD 研修講師** PD 研修センターは、6 項に示す PD 研修講師の基準を満たす講師により研修を行う。

(3) **PD 研修責任者** PD 研修センターは、PD 研修責任者をおくものとし、PD 認証及び PD 資格試験にかかわる PD 研修内容に責任を負う。

(4) **試験体の確保** PD 研修センターは、7 項に示す PD 研修に必要な試験体を保有する。

(5) **研修の達成目標** PD 資格試験合格基準を達成目標とする。

5. PD 研修内容の要件

5.1 PD 認証更新のための PD 研修 PD 認証を受けたときと同じ手順書及び超音波探傷装置により、PD 技術者として、亀裂高さ（深さ）測定にかかわる技量維持のために必要な実習及びブラインドによる技量確認を行うこと。

この研修は PD 試験に合格したときの技量が維持されていることを確認するものであり、実習時間は研修センターで設定するものとするが、実習は少なくとも手順書に記載されている管の最大及び最小を含む 3 種類の試験体を用いて実施すること。

ブラインドによる技量確認の開始は受講者の申請によるものとするが、実習を行った SCC の高さ測定値が、PD 資格試験合格基準を達成していることを確認し、承認するものとする。

ブラインドによる技量確認は 5 個の SCC を使用して実施すること。

実習での SCC の高さ測定結果と、ブラインドによる技量確認結果を合わせて少なくとも 10 個の SCC の測定結果が NDIS 0603 の定める合格基準を満たした場合、技量の維持は確認できたもの

7.2 研修に用いる試験体 各研修コースにおいて、研修に用いる SCC とブラインドによる技量確認に用いる SCC は同じものであってはならない。

8. PD 研修証明書 PD 研修センターは、必要な技量が維持又は習得されていることを技量確認できた受講者に対し、PD 研修内容に応じた PD 研修証明書を交付しなければならない。